

子ども条例の意義と創り方 (シリーズ①)

子どもの権利条約/こども基本法を活かす地方自治と学校を求めて

共催 公益社団法人子ども情報研究センター 国連 NGO 子どもの権利条約総合研究所

子どもの権利条約に基づく包括的立法として、こども基本法が 2022 年 6 月制定され、翌 2023 年 4 月施行されました。これを地方自治に有効に活かしていくことができれば、子どもの最善の利益の原則に基づく「子どもにやさしいまち(Child Friendly Cities)」を具体化できるのではないかと。

そのために必要な「子ども(の権利)条例」について、その意義を改めて確かめ合い、そして実際に役に立つ条例が、どのようにすれば創れるのか。一緒に考え具体化していくシリーズ第 1 回です。

▼日時: 2024 年 6 月 1 日(土)

13:30~16:50 受付 13:00~

▼会場: HRC ビル 4 階研修室

または期限付後日視聴

▼定員: 80 人

▼申込: 下記 Google フォーム

または

裏面用紙で Fax

または電話にて

5/27(月)締切



▼参加費: 一般 800 円

子ども情報研究センター個人会員

600 円

会場参加の方は現金

後日視聴の方は下記振込

【郵便振替】

加入者名(振込先):

公益社団法人子ども情報研究センター

口座記号番号:

00910-2-300922

□基調講演(80分)□

子ども条例の今日における意義と制定へのアプローチ

吉永省三(子どもの権利条約総合研究所)

——子どもをめぐる自治体条例は、戦後久しく「青少年健全育成」を目的とする条例が全国の自治体で相次いで制定されてきましたが、1994 年の子どもの権利条約批准を契機に、子どもの権利を基盤とする条例づくりが試みられてきました。そして今、こども基本法が施行される中、そのような子ども条例づくりが、より多くの自治体に求められるところとなってきました。そこで、実効的な子ども条例をどのようにして創るのか。日本最初の川西市子どもオンブズパーソン条例に携わった経験をはじめ先行自治体の事例研究をもとにお話しします。

□指定討論(20分×2)□

その 1: 吉田祐一郎

(四天王寺大学/宝塚市子どもの権利サポート委員会)

その 2: 田中文子(子ども情報研究センター)

□質疑応答/意見交換/討議(70分)□

子どもの権利条約に基づく子ども条例をどうつくるか

「地方自治」と「子ども参加の学校」をキーワードに

コーディネーター

横井真(子ども情報研究センター)

山下裕子(子ども情報研究センター)

子どもの権利条約(1989)は、日本では 1994 年に批准・発効しました。条約は第 3 条で、子どもの最善の利益を第一に考慮することを「国家の中核的義務」として、また全てのおとなの責務として定めています。そして第 12 条は、子どもの意見表明と参加の権利を定め、その尊重によって子どもの最善の利益を実現するとしています。このような**子どもの最善の利益の原則**に根差す「**子ども支援**」をテーマに、子ども支援学研究会は 2005 年から関西の地で始まり、広く市民に呼び掛けて、毎年 2 回開催しています。